地域に広がりがあると考えられる場合、当該地域・品目を対象に出荷制限が行われることとなった。その後、長期的な観点から、より一層、食品の安全と消費者の信頼を確保するため、食品安全委員会の食品健康影響評価の結果、放射線審議会及び薬事・食品衛生審議会の答申を踏まえ、食品衛生法第十一条第一項に基づく食品、添加物等の規格基準が改正され、平成二十四年四月一日より新たに食品中の放射性物質に係る基準値が施行されたところである。

被災地産食品に係る風評は、徐々に収束の方向に向かっているものの、現在もなお残っていることから、消費者の信頼回復に向けた取組に万全を期す必要がある。

このため、適切な検査計画の策定や、必要となる検査機器の整備等により的確に検査を実施するとともに、消費者に対し、基準値の考え方やその設定方法、基準値を超えた食品が流通しないこと等を分かりやすく伝え、理解を促進するなど適切に対応する必要がある。

また、近年、食の安全をめぐる問題が多く発生しており、食品の生産及び流通過程における安全の確保についても、多くの国民が高い関心を持っている。

このため、農林水産物の生産過程における農薬の適正管理や加工食品の製造過程におけるＨＡＣＣＰ（危害要因分析重要管理点）の導入を進めるとともに、流通過程においても、汚染や品質の劣化の防止等食品の品質保持、安全の確保に資する取組をさらに推進する。

さらに、我が国の農林水産物・食品の輸出促進や訪日外国人旅行客の増加に向けて、イスラム教の人々が口にすることができるハラールフードについては、製造、流通、陳列、調理等の過程における特別な方法に対応した体制や施設の整備を推進する。

(二)　食品情報の適切な提供の推進

食品小売業は、食品流通の末端を担い、直接的に消費者に情報を伝えやすい立場にあるが、消費者の食の安全に対する関心の高まりから、産地へのこだわりや健康志向等を背景に産地や使用された農薬、生産方法、調理方法、環境保全に係る情報等食に関する様々な情報を求める向きが強い。一方、原材料の流通ルートの多様化、製造の分業化等により、最終製品の食品製造業者や外食業者等に情報が伝わっておらず、消費者に正しく情報を提供できていないとの指摘もある。

また、平成二十五年十月にホテルチェーンのレストランで明らかになったメニューにおける食材の種類や原産地等に係る不正確な表示の問題は、その後、ホテルや百貨店、レストラン等のメニューや食品等の表示においても類似の事案が次々に発覚し、消費者の表示に対する信用を損ねる結果となった。

さらに、食育基本法（平成十七年法律第六十三号）に基づき策定された「第二次食育推進基本計画」（平成二十三年三月三十一日食育推進会議決定）において、食育を国民運動として推進する中で、消費者との接点を多く有している食品関連事業者等に対し、食に関する分かりやすい情報や知識の提供等の取組が求められている。

これらを踏まえ、消費者ニーズに的確に応えられるよう、食品流通における情報提供機能を強化する取組を推進する。

(三)　安定的な食品提供サービスの確保

平成二十三年三月十一日の東日本大震災の発生時には、これまでの想定を大きく超える被害が広範囲に及び、食品産業事業者等の物流インフラ被害といった直接の被災のほか、取引相手の被災に起因して事業活動に支障を来した例等があり、様々な理由により食品流通が停滞し問題となった。このようなことも背景となり、生活インフラとしての食品小売業の重要性が再認識され、また、地域社会に根ざした身近な店舗の存在としても、地方公共団体とコンビニエンスストア等との協定締結が全国的に進むなど発災時に備えた新たな動きも広がり始めた。今後、大規模な自然災害が発生した場合に備え、ライフラインである食品のサプライチェーンを確保することは喫緊の課題となっている。

また、新型インフルエンザ等の新型感染症の発生・流行時には、多数の従業員が欠勤したり、原材料の供給や販売ルートの変更を余儀なくされるなど、事業活動が制約される可能性がある。

このため、不測の事態に備えて、食品産業事業者等が、事業継続に係る対応及び事業者間で連携・協力が可能な事項の検討を進めることで、安定的な食品供給の確保を図る。その際、平時から活用できる対策を確立し、その対策を広く普及することを検討する。

このほか、高齢者の増加や食品小売店の減少等により、食品の購入に不便や苦労を感じる人口が増加しており、今後ともこの傾向は続くものと見られている。その対応については全国一律ではなく、食品の購入に不便や苦労を感じる人口の住居分布、社会福祉活動組織や民間事業者の有無等地域の実情に応じ、地域にあった対応が必要である。

このため、このような食品のアクセス問題の顕在化を新たなビジネスチャンスと捉え、地域の実態を踏まえた食品提供サービスを確保することにより、食品の購入に係る不便や苦労の改善を図る。

第二　構造改善事業の実施に関する基本的な事項

前項で述べた基本的な方向に則し、法第二条に掲げられた食品生産製造等提携事業、卸売市場機能高度化事業、食品販売業近代化事業、食品商業集積施設整備事業及び新技術研究開発事業について、以下のとおり実施するものとする。

1　食品生産製造等提携事業

(一)　目標

多様化・高度化する消費者ニーズに対応した食品を安定的に供給するとともに、農林水産物を地域資源として最大限に活用するため、農林漁業の生産活動と食品の製造活動・販売活動を直接結びつけ、併せてこのために必要となる施設の整備を促進することにより、食品の製造・加工・販売段階における消費者ニーズの適確、迅速な把握及び農林漁業の生産段階への提供、消費者ニーズに対応した食品の生産及び製造・加工又は販売を図ることを目標とする。

(二)　内容

ア　食品製造業者等と農林漁業者等が、(ア)及び(イ)の措置を実施するとともに、必要に応じて(ウ)の措置を実施するものとする。

(ア)　食品製造業者等と農林漁業者等との間における食品の安定的な取引関係の確立

食品製造業者等と農林漁業者等との間において、取引の対象とする農林水産物の種類、量、価格決定方法、取引期間、消費者の評価等の情報の伝達方法、取引に伴い必要となる施設等に関する事項を盛り込んだ農林漁業投資に関する取決めを締結する。

(イ)　食品の生産の用に供する施設の整備その他食品の生産の安定を図るための措置であって、(ア)の措置を実施するために必要な措置であるもの

農林水産物生産施設若しくは農林水産物生産共同利用施設の整備、農業生産法人への出資、食品製造業者等と農林漁業者等とが共同して行う農林漁業関連事業法人の設立のための出資又は農林漁業者若しくは農業協同組合等の所有する食品製造用資産の取得を行う。

(ウ)　(イ)の措置と併せて実施する食品の生産の用に供する施設の整備その他食品の生産の安定を図るための措置又は品質の優れた食品に対する消費者ニーズに適確に対応するために必要な食品の製造若しくは加工業務用施設の整備であって、(ア)の措置を実施するために必要な措置であるもの

(イ)の措置を行う場合に当該措置を効果的に実施するために必要かつ不可欠な施設を整備する。

イ　食品販売業者等と農林漁業者等が、(ア)及び(イ)の措置を実施するとともに、必要に応じて(ウ)の措置を実施するものとする。

(ア)　食品販売業者等と農林漁業者等との間における食品の安定的な取引関係の確立

食品販売業者等と農林漁業者等との間において、取引の対象とする食品の種類、量、価格決定方法、取引期間、消費者の評価等の情報の伝達方法、取引に伴い必要となる施設等に関する事項を盛り込んだ取決めを締結する。